

亡くなられた方が鶴見区以外の住所の場合、当該の市区町村へ問い合わせ願います。

死亡届に伴う主な手続き窓口のご案内

お気軽に職員に声をかけてください。

鶴見区役所（代表電話）
電話 06-6915-9986

火葬が終わっている場合は、既に死亡届を提出済ですので、死亡届の再提出は不要です。

火葬許可証は、斎場で火葬を行った後に火葬済の証明印が押されたうえで返却されます。
納骨される際にこの証明が必要になりますので、大切に保管願います。

亡くなられた方の住民票
(除票)・戸籍謄本等

住民票は住所が、戸籍は本籍が大阪市内にあれば鶴見区役所で発行できます。

1階 4番窓口
窓口サービス課（住民情報）
(6915-9963)

※住民票や戸籍の死亡記載には時間がかかりますので、死亡届から2週間以内に請求される場合は、事前に住所地や本籍地の市区町村にお問い合わせ願います。

その他の手続き窓口について

※ 手続きの方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

◎ 保険・年金のこと

国民健康保険に加入している方

資格喪失の届出・
保険証の返却

後期高齢者医療に加入している方

葬祭費の申請

※申請に必要な書類があります

国保

後期高齢

- 火葬許可証（原本）
- 申請者の本人確認ができるもの
- 振込み口座のわかるもの
- 印鑑（認印）

- 葬儀の領収証（亡くなられた方と葬儀を行った方の氏名が明記されているもの）
- 振込み口座のわかるもの
- 印鑑（認印）

3階 31番窓口

窓口サービス課(保険)
(6915-9956)

国民年金(第1号)に加入し、
年金を受給していない方

死亡の届出
(死亡一時金など対象の場合あり)

国民年金を受給している方
(障害・遺族基礎年金等)

死亡の届出
(未支給年金など対象の場合あり)

国民年金（老齢年金）・
厚生年金等を受給している方

死亡の届出
(未支給年金など対象の場合あり)

城東年金事務所 (6932-1161)
城東区中央1-8-19

※申請に必要な書類等あらかじめ電話で確認してください。

◎ 介護・保健・福祉のこと

● 高齢の方

- 介護保険証をお持ちの方 → 資格喪失の届出・保険証の返却
- 敬老優待乗車証をお持ちの方 → 乗車証などの返却
- 緊急通報システムを貸与されている方 → 機器の返却・届出
- 介護用品の給付券をお持ちの方 → 給付券の返却・届出

1階 10番窓口

保健福祉課(高齢者支援)

(6915-9859)

● 障がい・特定疾患等のある方

- 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方 → 手帳の返却
- 手当を受けている方（特別障がい者、障がい児福祉等） → 資格喪失の届出
（未支払手当対象の場合があります。）
- 福祉関係の乗車証、タクシー利用券をお持ちの方 → 乗車証などの返却
- 重度障がい者医療費助成、老人医療費助成等の医療証をお持ちの方 → 医療証の返却
- 心身障がい者扶養共済制度に加入している方 及び その保護者の方 → 年金、弔慰金の請求の相談
- 特別児童扶養手当を受けている方 → 受給事由消滅の届出
- 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 → 受給者証返納の届出
受給者証の返却

1階 13番窓口

保健福祉課（障がい者支援）

(6915-9857)

- 公害医療手帳をお持ちの方 → 手帳の返却、遺族補償の請求の相談
- 被爆者健康手帳をお持ちの方 → 死亡届、手帳の返却

1階 11番窓口

保健福祉課（保健衛生）

(6915-9882)

● 18歳未満の方

こども医療費助成、
ひとり親家庭医療費助成の医療証をお持ちの方

医療証の返却

保護者が、児童手当、児童扶養手当を受けている方

減額改定又は受給事由消滅の届出

小児慢性特定疾病受給者証をお持ちの方

受給者証の返却

※状況により届出内容が異なります。

● 18歳未満のお子さんを扶養していた方

保育所に入所している方

扶養義務者変更等の届出

児童手当、児童扶養手当を受けておられた方

受給事由消滅、受給資格喪失の届出

こども医療費助成の医療証をお持ちの方

保護者変更

ひとり親世帯となった場合

各種制度案内及び相談

ひとり親家庭医療費助成の医療証をお持ちの方

医療証の返却

1階 12番窓口

保健福祉課（子育て支援）
(6915-9107)

1階 11番窓口

保健福祉課（保健衛生）
(6915-9882)

◎ 税金のこと

排気量125cc以下のバイクをお持ちの方

軽自動車税の名義変更の届出又はナンバープレートの返却

京橋市税事務所 軽自動車税担当
(4801-2954)
都島区片町2-2-48 JEI 京橋ビル

鶴見区内に土地・家屋を所有している方

固定資産の現所有者の届出

京橋市税事務所 固定資産税担当
土地(4801-2957)
家屋(4801-2958)

※ 他の市区町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市区町村の固定資産税担当課に現所有者変更の届け出をしてください。
なお、年内に相続登記をされる場合は、届け出をしていただく必要はありません。

※ 住民税（市・府民税）・固定資産税の口座振替名義人の変更等を希望される方は船場法人市民税事務所（管理担当・4705-2948）へご相談ください。

◎ その他暮らしのこと

犬を飼っている方

飼い主の登録変更の届け出

1階 11番窓口

保健福祉課（保健衛生）
(6915-9973)

※ 新たな飼い主の方の住所地窓口でお手続きをお願いします。

他の行政機関・公共的機関等

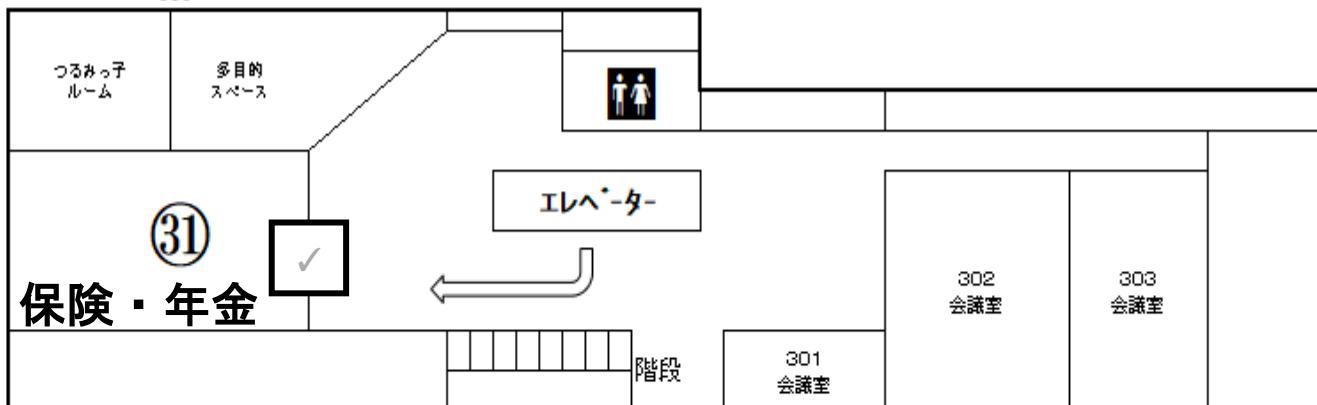
あらかじめ電話などで確認してください。

手続きの種類	手続きの内容	手続窓口
軽自動車の 廃車や名義変更	廃車の届出又は名義変更の届出	軽自動車検査協会大阪主管事務所 050-3816-1840(住之江区南港東)
普通自動車の 廃車や名義変更	廃車の届出又は名義変更の届出	なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059(住之江区南港東)
相続等について	預金等の相続	銀行、郵便局等へお問い合わせください。
	不動産の相続 不動産の所在地 を管轄している法務局	鶴見区の管轄は、 大阪法務局 電話 06-6942-1481
	遺言や相続放棄等のご相談	大阪家庭裁判所 電話 06-6043-5321
電気・ガス・電話	口座振替の名義変更または廃止 (解約)	ご加入の事業者にご確認ください。
水道	口座振替の名義変更または廃止 (解約)	水道局お客様センター 電話 06-6943-5321
生命保険	保険金等の請求	ご加入の保険会社・販売所・カード会社に お問い合わせください。
新聞・クレジットカード	解約等	

※この案内は、令和元年12月末現在作成したものです。窓口・電話番号や
手続き方法などが変わる場合がありますので、ご承知おき願います。

鶴見区役所案内図

3階



1階

